

ナトリウム付着解体物洗浄設備の設置

令和 8 年 6 月

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅ

廃止措置部 技術実証課

目 次

1. 一般仕様	1
1.1 適用範囲	1
1.2 件 名	1
1.3 目 的	1
1.4 納 期	1
1.5 納入場所	1
1.6 検収	1
1.6.1 検収条件	1
1.6.2 検査員及び監督員	1
1.7 適用図書	2
1.8 適用又は準拠すべき法令等	2
1.9 提出図書	3
1.10 保 証	3
1.11 グリーン購入法の推進	3
2. 技術仕様	4
2.1 重要度分類	4
2.2 作業内容	4
2.3 試験・検査	5
3. 原子力機構の支給品・貸与品	5
3.1 支給品	5
3.2 貸与品	5
4. 特記事項	5
5. 添付資料	7

1. 一般仕様

1.1 適用範囲

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が高速増殖原型炉もんじゅ（以下「原子力機構」という。）における設備整備費補助事業「高速増殖原型炉の安全対策等」に係る「ナトリウム付着解体物洗浄設備の設置」を発注するにあたり、当該作業固有の仕様を示すものである。本仕様書の他に本製作に係る一般事項については、1.7 項「適用図書」に記載の仕様書類の内容も適用される。

なお、本仕様書及びその他仕様書類の記載内容が重複し、内容に差異のある場合には本仕様書が優先するものとする。

1.2 件 名

本仕様書により実施する製作の件名は次のとおりとする。

「ナトリウム付着解体物洗浄設備の設置」

1.3 目 的

本仕様書により実施する製作の目的は次のとおりとする。

もんじゅ廃止措置計画の第 2 段階以降に実施する非放射性ナトリウム機器の解体において発生するナトリウム付着解体物を安全かつ効率的に処理するための洗浄設備について、詳細設計、製作、工場試験、現地据付及び試運転を実施し、運用可能な設備として整備することを目的とする。

1.4 納 期

令和 12 年 3 月 31 日

1.5 納入場所

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ
タービン建物（T-102, T-103, T-201 他）

1.6 検収

1.6.1 検収条件

2.4 項「試験・検査」の合格及び 1.9 項「提出図書」の完納をもって検収とする。

1.6.2 検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長
- (2) 技術検査 技術実証課長

監督員

- (1) 技術実証課長

1.7 適用図書

本仕様書により実施する製作に適用される図書には次のものがある。受注者はこれらの適用図書の内容を検討し、設計・製作・施工等に反映すること。

- (1) 請負契約にかかわる一般仕様書
- (2) 受注者手引き
- (3) 新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書及びQMS 関連図書
- (4) 安全統一ルール
- (5) タービン建物における非放射性 Na 機器の洗浄設備設置に係る基本設計作業 実施報告書

1.8 適用又は準拠すべき法令等

本仕様書に基づく製作に必要となる設計・製作・施工条件等を決定するに当たり、適用又は準用すべき法令・規格・基準等（以下「適用法令等」という。）の主なものは次のとおりである。次の適用法令等の他、受注者が、製作を実施するに当たり、適用又は準用する必要があると判断する適用法令等は製作前に速やかに機構に対して書面にて確認を得ること。

また、必要な許認可は事前の打合せにより、機構が行うものと受注者が行うものを明確にし、必要な時期までに確実に実施する。なお、受注者が行う許認可について、その写しをその都度機構に提出すること。また、適用法令等の適用年度は特記しない限り契約時点の有効な版（原則最新年度）を適用するが、その後に改正があった場合の取扱いは、原子力機構と受注者が協議して決めるものとする。

- (1) 原子力規制委員会設置法
- (2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律並びに法律施行令
- (3) 電気事業法及び原子力発電工作物の保安に関する命令
- (4) 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
- (5) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
- (6) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈
- (7) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (8) 国際規制物資の使用等に関する規則
- (9) 放射性同位元素等の規制に関する法律及び同法の関係法令
- (10) 発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令
- (11) 発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令の解釈について
- (12) 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令
- (13) 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について
- (14) 発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示
- (15) 電気設備に関する技術基準を定める省令(省令 52 号)及びその解釈
- (16) 消防法及び同法の関係法令(危険物の規制に関する政令・規則等)
- (17) 計量法及び同法の関係法令
- (18) 高圧ガス保安法及び同法の関係法令

- (19) 労働安全衛生法及び同法の関係法令(ボイラー及び圧力容器安全規則等)
- (20) 日本産業規格(JIS)
- (21) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- (22) 日本電機工業会規格(JEM)
- (23) 日本電気協会電気技術基準調査委員会電気技術指針及び技術規程(JEAG・JEAC)
- (24) 日本機械学会発電用原子力設備規格(JSME)
- (25) 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定
- (26) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法の関係法令
- (27) 福井県条例
- (28) 敦賀市条例
- (29) 自然公園法及び同法の関係法令
- (30) 高速増殖原型炉もんじゅ規則類
- (31) 毒物及び劇物取締法及び同法の関係法令
- (32) その他、関連するもの

1.9 提出図書

受注者は、別表「提出図書リスト」に定める図書を遅滞なく提出すること。

1.10 保証

保証期間は、検収後1年間とする。保証期間内に受注者の責に帰すべき設計、検査、施工上の不備または施工方法の不良等に基づく故障その他の不具合が発生した場合には、その処置について原子力機構の承認を受け、受注者の責任において速やかに修理、または取替を行わなければならない。

1.11 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

2. 技術仕様

2.1 重要度分類

本設備の重要度分類は、以下のとおりとする。詳細設計及び製作設計の結果により、詳細は別途協議とする。

- (1) 安全機能上の重要度分類 : 分類外
- (2) 耐震重要度分類 : 分類外 (Cクラス相当)
- (3) 機器区分 : 区分外
- (4) 品質管理上の重要度分類 : Fクラス (機械設備)、Zクラス (電気設備)

2.2 作業内容

受注者は、基本設計報告書に基づき、以下の業務を実施すること。

(1) 詳細設計・製作設計

基本設計の性能・機能条件を満足するように、詳細設計および製作設計を実施し、製作および施工に必要な図書一式を作成する。主な設計内容を以下に、基本設計の性能・機能条件を添付資料 (1) に示す。

- ① 系統設計：給排気、給排水、ガス供給等の系統詳細設計
- ② 機器設計：燃焼（溶融）室、水蒸気洗浄室、水浸漬槽、電気ボイラ、排気フィルタユニット等の詳細設計
- ③ 既設取合い整合：481 系 (純水)、482 系 (ろ過水)、483 系 (排水処理)、311 系 (中和排水槽)、762 系 (P/C) 等との取合い設計
- ④ 計算書作成：強度計算、換気量評価等

(2) 機器・資材の調達及び製作

詳細設計・製作設計に基づき、以下の主要設備を含めた設備を製作・調達する。

- ① 燃焼（溶融）設備：燃焼（溶融）室、燃焼皿、プロパンガスバーナ等
- ② 水蒸気 Na 洗浄設備：水蒸気洗浄室、洗浄ノズル、電気ボイラ等
- ③ 水浸漬設備：水浸漬槽等
- ④ 給排気設備：スクラバユニット、排気フィルタユニット、排気ファン等
- ⑤ 廃液処理・排水設備：廃液移送ポンプ、中和処理装置等
- ⑥ 電気計装設備：変圧器盤、制御盤、動力制御盤、各種計測器

(3) 工場試験・検査

製作した機器に対し、工場での外観、寸法、材料、非破壊検査、耐圧漏えい検査等を実施する。

(4) 現地据付工事

タービン建物の下層（1 階）から上層（2 階）の順に据付工事を実施する。

- ① 仮設工事：足場設置、作業エリア養生
- ② 機器据付工事：各設備・機器の据付、架台・本体のアンカー固定
- ③ ダクト・配管工事：給排気ダクト（排気側：気密構造）、給排水配管の敷設

④ 電気計装工事：盤据付、ケーブル敷設

2.3 試験・検査

受注者は「試験・検査要領書」を作成し、機構の承認を得た上で以下を含めた検査を実施すること。

(1) 据付・外観検査

新設機器・配管・ダクト等に対し順次実施する。

(2) 耐圧・漏えい検査

新設配管・ダクトに対し順次実施する。検査時には機器取合い部に閉止板を挿入する。

(3) 電気計装試験

計測器設置、各機器受電後に、計測器作動・シーケンス・インターロック試験を実施する。

(4) 単体試験

各機器の作動試験を行う。給排水設備、廃液・排水処理設備、電気ボイラについては、事前に必要な水量を保有または給水可能な状態とすること。

(5) 系統試験

給気系、排気系、給排水系、廃液・排水処理系、ガス供給系の系統単位での試験を実施する。同時に風量等の調整、ガスバーナーの燃焼試験を行う。試験に利用した水は排水処理設備へ移送可能とする。

(6) 総合試運転

実際の運用を想定した試運転を実施する。

3. 原子力機構の支給品・貸与品

3.1 支給品

- (1) 作業電力、水（純水、ろ過水）、補助蒸気、圧縮空気

3.2 貸与品

- (1) 設計に必要な図書類及び技術情報の貸与
- (2) その他本検討・評価に必要な情報（適宜）
- (3) クレーン、ホイスト類
 - タービン建物クレーン（主 50t、補 15t）等

4. 特記事項

- (1) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構担当者と協議の上、その決定に従うこと。
- (2) 原則として SI 単位を使用すること。（工学系単位と併記も可）
- (3) 3.2 項にて貸与する設計・検討図書、データについては、発注者と受注者の別途協議により決定するものとする。

- (4) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (5) 受注者は現地の作業の実施にあたり、「労働安全衛生法」その他関連法規及び原子力機構の諸規則並びに指示事項を受注者の作業員に周知徹底させると共に、災害防止についての万全の対策をたて、安全衛生の確保に万全を期すること。
- (6) 受注者は現地の作業期間中、原子力機構と密接な連絡を取り、その指示に従うと共に、不具合等が発見された場合には速やかに報告すると共に原子力機構と協議し、適切な措置を講じるものとする。
- (7) 受注者は現地の作業において他作業とのエリア調整及び工程調整を図りながら作業を円滑に進めるよう努めること。
- (8) 受注者は現地の作業の実施により作業区域内にある既設の関連機器及び周辺機器の健全性に影響を及ぼすことがないようにすること。
- (9) 受注者は原子力機構にて行う現地の作業のために必要な系統隔離作業を助勢すること。
- (10) 受注者は現地の作業の完了にあたっては当該作業における問題点、ヒヤリハットの事例を遺漏なく報告すると共に、具体的かつ現実的な改善提案を報告書に盛り込むこと。
- (11) 受注者は機器の開放、閉鎖にあたっては異物混入防止検査を徹底すること。検査は、機器の構造を確認した上で、構造上、目視により直接異物確認できない個所については、ハンドミラー等の器具を用いて配管との接続部まで確実なチェックを行うこととし、その旨を作業要領書に明記すること。また、作業要領書の読み合わせ及び作業ミーティング等において、作業関係者に対し、異物混入防止に関する教育の徹底を図ること。
- (12) 受注者は持ち込み品の管理については、各作業において持ち込んだものは残さず持ち出すという作業の基本の徹底を図ることとし、この旨を作業要領書に明記すること。また、作業員に対し繰り返し教育、指導を行うこと。
- (13) 受注者は本作業に伴い発生した廃材等を産業廃棄物処理業者に依頼し処理する場合には、産廃業者の産廃処理許可証並びに処理報告等を確認しその写しを原子力機構に提出すること。
- (14) 写真により作業の状況及び結果を全数記録すること。
- (15) 試験・検査はできる限り様式化し、記録項目を統一化して提出すること。また、根拠を説明できる判定基準を明記すること。
- (16) 作業記録には交換部品について、計画または計画外が明確に判るような記録とし取替えの理由・期日及び修理内容を明らかにすること。(消耗品は除く)
- (17) 本作業に設備の改善事項が発生した場合は、原子力機構と協議を行い、その処置を決定すること。
- (18) 本作業にて発見された不具合については、作業報告書に記載するとともに、対策を行った際はその対策について記載すること。
- (19) 適切な作業進捗管理のため、運用中の現地作業工程に対する作業の進捗度合いを定期的

(原則月 1 回以上) に確認するとともに、確認した結果を工程表に反映した「進捗管理工程表 (仮称)」を作成し、本資料を用いて作業の進捗状況を原子力機構に報告すること。但し、日々の作業等において工程の遅延及び遅延の要因となり得る懸念事項などが確認された場合は、定期的な進捗確認及び報告などの場を問わず、速やかに監督箇所へ連絡し、対応を協議すること。

(20) 梱包・輸送

本件において必要となる資機材、工場において設計・製作を実施した受注者製作品についての梱包・輸送は受注者にて実施すること。なお、特殊車両を使用する場合は、その旨連絡すること。

(21) 以下の設備は対象外とする。

- ・ 窒素・プロパン等ガス及びシリンダー
- ・ ナトリウム付着解体物収納容器
- ・ 自動火災報知設備
- ・ 消火設備
- ・ ナトリウム処理作業員用洗面・洗顔等設備

5. 添付資料

- (1) 性能・機能条件
- (2) 設備構成概要図
- (3) 概略系統図
- (4) 主要機器外形図
- (5) 主要機器配置図

別表 提出図書リスト

図書名	提出時期	提出先	部数※ ³	備考
1. 提出図書一覧表※ ² ※ ⁴	着手前	作業担当課	2	
2. 着手届	着手前	作業担当課	2	
3. 現場代理人届	着手前	作業担当課	2	
4. 現場作業責任者届	着手前	作業担当課	2	
5. 安全衛生責任者届	着手前	作業担当課	2	
6. 委任先又は中小受託事業者等の承認について	作業開始 2週間前まで	作業担当課	1	
7. 作業要領書※ ² ※ ⁴	着手前	作業担当課	3	作業開始時期を踏まえ裕度を持った時期に提出する
8. 品質保証計画書※ ¹ ※ ²	着手前	作業担当課	4	必要に応じ、提出することとする。
9. 試験・検査要領書※ ²	試験・検査実施前	作業担当課	3	尚、作業要領書に含めても可とする
10. 安全管理計画書※ ¹ ※ ²	着手前	作業担当課	3	
11. 作業体制表	着手前	作業担当課	2	作業要領書に含めても可とする
12. 緊急時連絡体制表	着手前	作業担当課	2	
13. 教育計画書	教育開始前	作業担当課	1	必要に応じ、提出
14. 教育記録	着手前	作業担当課	1	
15. 作業日報	当日分を翌日	作業担当課	1	
16. 作業月報	当月分を翌月	作業担当課	1	
17. 竣工届	竣工後速やかに	作業担当課	1	
18. 作業要領書読み合わせ記録	着手前	作業担当課	1	
19. 作業報告書※ ² ※ ⁴	作業完了後	作業担当課	2	提出前に内容説明実施。報告書には作業写真を添付すること
20. 試験・検査成績書※ ² ※ ⁴	作業完了後	作業担当課	2	作業報告書に含めても可とする
21. 完了届	完了後速やかに	作業担当課	1	様式指定
22. 検収届	検収時	作業担当課	1	様式指定
23. 設備図書※ ² ※ ⁴	試験検査前	作業担当課	3	
24. 技術資料※ ² ※ ⁴	その都度	作業担当課	2	
25. 実施計画書※ ⁴	契約後速やかに	作業担当課	2	
26. 作業報告書（電子データ）	打合せ後速やかに	作業担当課	1	プレゼンテーション資料を含む
27. 議事録※ ⁴	打合せ後速やかに	作業担当課	2	
28. その他原子力機構との協議	その都度	作業担当課	別途指示	

により必要とされる書類				
-------------	--	--	--	--

※1：品質保証計画書及び安全管理計画書は、これらを年度初めに提出し、これらを適用する場合は、工事契約毎の提出を要しない。

なお、当該工事の品質保証活動または安全管理活動が、年度初めに提出した品質保証計画書または安全管理計画書と差異がある場合は、当部分についてその内容を示す資料を提出するものとする。

※2：「設備図書等運用要領(MQ424-01)」に基づき提出するものとする。

なお、要領書、報告書等の提出図書に記載する年月日は和暦ではなく西暦を用いること。

※3：図書の部数は、設備図書等運用要領に従い、提出すること。

※4：電子データ（PDF 版）を1部納入すること。

ナトリウム付着解体物洗浄設備 性能・機能条件

基本設計を基にしたナトリウム付着解体物洗浄設備に要求される性能・機能条件を以下に示す。詳細設計により性能・機能条件を変更する場合は、変更後の内容と理由を明確にし、原子力機構の承認を得ること。

1. ナトリウム・ナトリウム化合物の処理性能

(1) 燃焼（熔融）処理能力

- 1日当たり 10kg 以上の滞留ナトリウムを燃焼処理できる能力を有すること。

(2) 水蒸気洗浄能力

- 1日当たり 10kg 以上の付着ナトリウムを水蒸気洗浄できる能力を有すること。

(3) 水処理・水洗浄能力

- 洗浄処理後の対象機器に残留するナトリウム化合物を、適切に水処理・水洗浄できる能力を有すること。

(4) 水蒸気・ガス混合性能

- 洗浄に利用する水蒸気量を調節可能とするとともに、窒素ガスを混合し、その混合比率をナトリウムの付着状況や反応状況に応じて調節できる機能を有すること。

2. 給排気性能

(1) 排気希釈・放出性能

- 水蒸気洗浄室において発生する水素ガスを、速やかに自主管理濃度である 2%未満に希釈し、屋外へ排気できる能力を有すること。
- 排気ファンは非常用電源に接続し、停止時は予備機が自動起動すること。

(2) ナトリウムエアロゾル低減性能

- 燃焼（熔融）室で発生するナトリウムエアロゾルを、地表面濃度が水酸化ナトリウム換算で自主管理値 ($2\text{mg}/\text{m}^3$ の 1000 分の 1 未満) となるよう処理し、排気できる能力を有すること。
- 排気口は屋外かつ地上 7m 以上に設置すること。

(3) エアカーテン形成性能

- 燃焼（熔融）室において、設備及び作業者をナトリウムエアロゾルから保護するためのエアカーテン形成能力を有すること。

3. 排水・廃液処理性能

(1) 中和処理性能

- 設備から発生する廃液を、pH3.0 以上 11.0 以下の範囲に中和処理し、既設の排水処理系へ移送する能力を有すること。

(2) 移送性能

- 廃液を既設の中和排水槽（復水脱塩装置）へ滞りなく移送できるポンプ性能を有すること。

4. 安全管理機能

- (1) ガス滞留防止
 - 水素ガスが設備内に滞留しない構造とすること。
 - (2) 運転監視・警報機能
 - ナトリウム取扱いエリアの水素濃度、酸素濃度、圧力、温度を監視し、異常時に警報信号を出力（中央制御盤共通盤 C-C011 に代表警報を発報）する機能を有すること。
 - (3) 火災防止・不燃化
 - ナトリウム取扱いエリアの材質は不燃材（SUS304 等、ガラスについては網入り）を使用し、ナトリウムとの反応を避けるためコンクリートを露出させない構造とすること。
 - ナトリウムを取扱う設備からの排気ガスが、屋外に排気されるまでの間に必ず防火ダンパーを通過するように、防火ダンパーを T/B 内部に設置すること。
 - 電気ボイラを設置する際は、水蒸気洗浄室および燃焼（熔融）室内を避けること。
 - 人の出入りがある扉は防火戸仕様とすること。
 - (4) 圧力管理
 - 設備内部の圧力が急激な反応等により設計圧力以上にならない構造、または過負圧を防止する機能を備えること。
 - (5) 墜落・転落防止
 - 設備運用時に人の立ち入る高所・開口部等においては、墜落・転落防止対策を実施すること。
5. 他設備との取合いを含めた要求仕様
- (1) 既設取合い

既設の構内純水供給系（481 系）、構内ろ過水供給系（482 系）、排水処理系（483 系）、排水移送系（484 系）、及び電気設備（762 系、763 系）との物理的・機能的な取合い整合を図ること。

 - 電源は、常用電源として 2E1-P/C(440V)、非常用電源として T/B-C1-C/C(440V)を利用可能とする。その他については、必要に応じ協議とする。
 - 給排水として、構内純水供給系・ろ過水供給系、排水処理設備を利用可能とする、ただし排水処理設備への排水は 90m³/日以下かつ pH2～12 以内とする。その他については、必要に応じ協議とする。
 - 中和排水槽、中和排水ポンプ、排水移送系配管、淡水ドレンサンプ、T/G ガスボンベ庫を利用可能とする。ただし、利用条件については個別に協議するものとする。その他設備については、必要に応じ協議とする。
 - (2) ユーティリティ供給
 - 洗浄作業に必要な純水、ろ過水、プロパンガス、窒素ガスを安定して供給できる能力を確保すること。
6. 構造・配置条件
- (1) 解体・裁断エリア
 - 対象機器の分解・裁断作業を安全かつ円滑に実施できる有効なスペース及び揚重設備を確保すること。

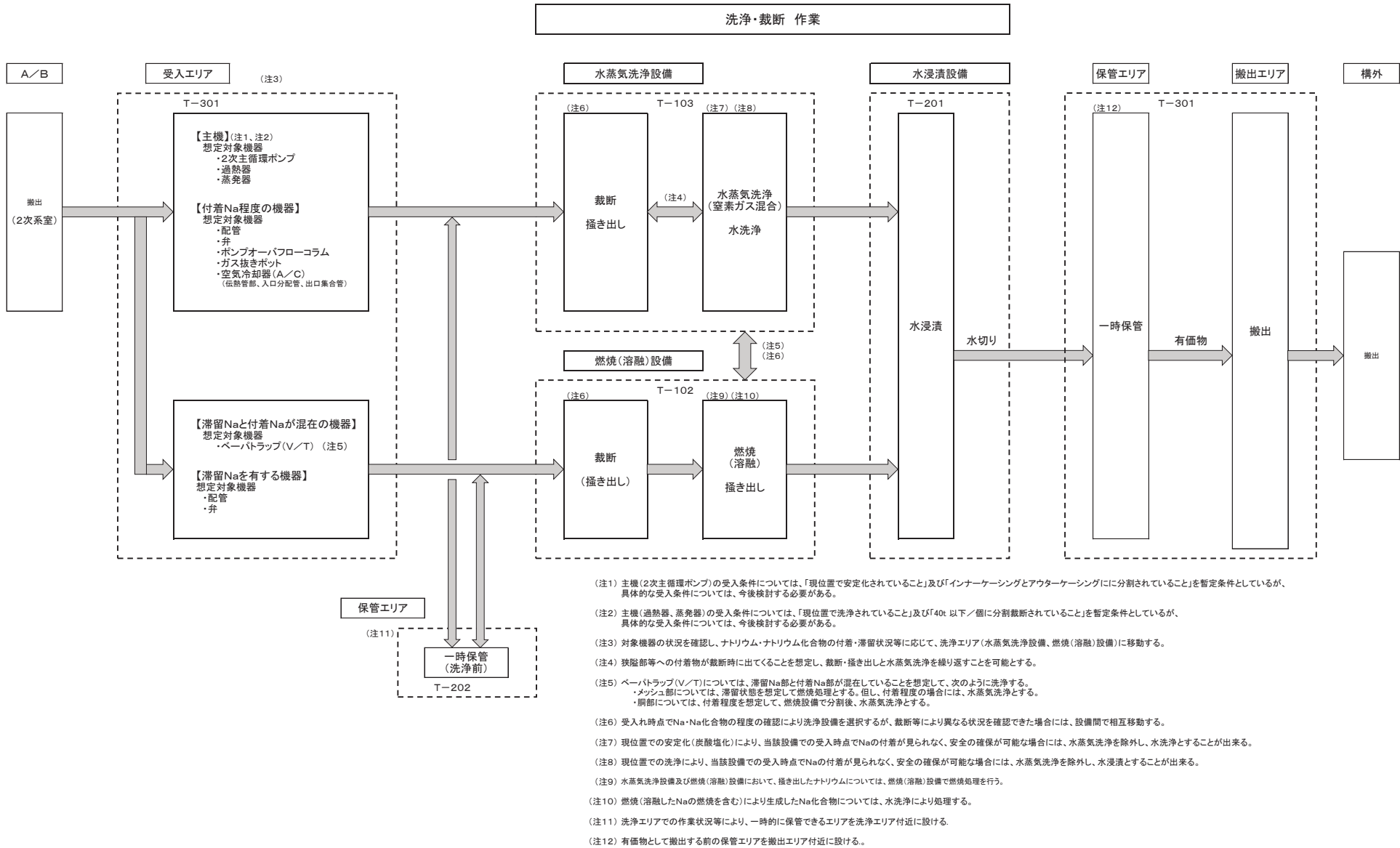
(2) 耐荷重

- 裁断エリアの床面及び支持構造は、受入対象物の最大寸法（2m×3m×1.5m 以下）及び最大重量（6t 以下/個）を安全に取り扱うために必要な耐荷重を有すること。

(3) 耐腐食性

- 屋外に設置する設備、薬品・ナトリウム・ナトリウム化合物を取り扱う設備は耐腐食性とすること。

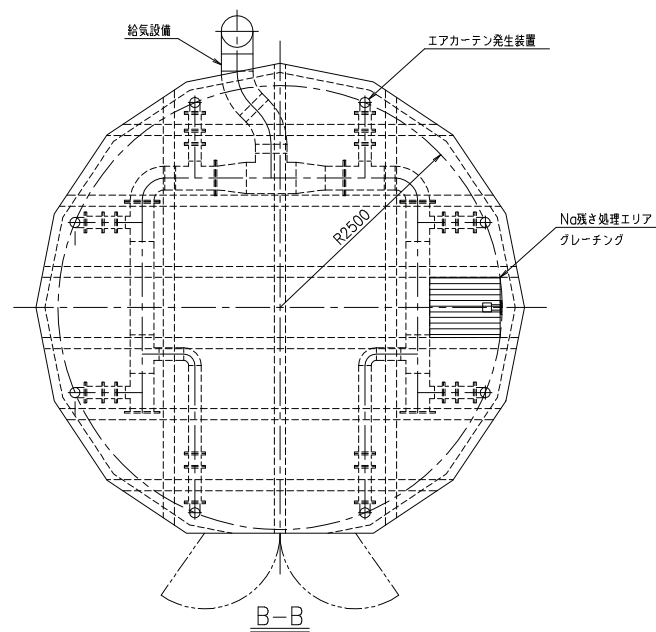
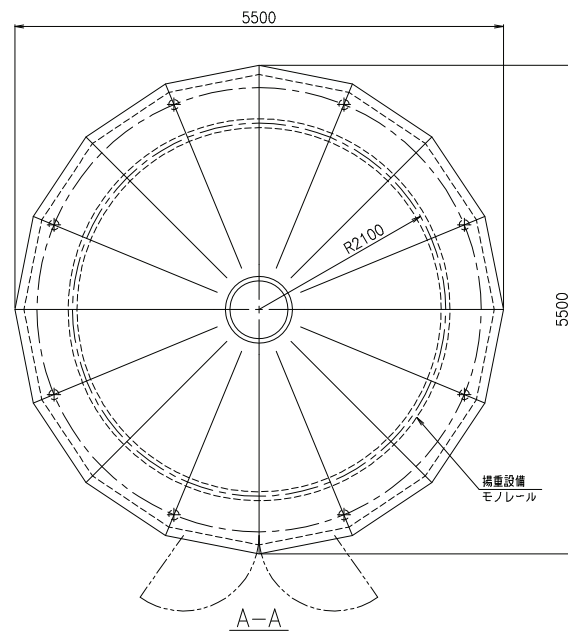
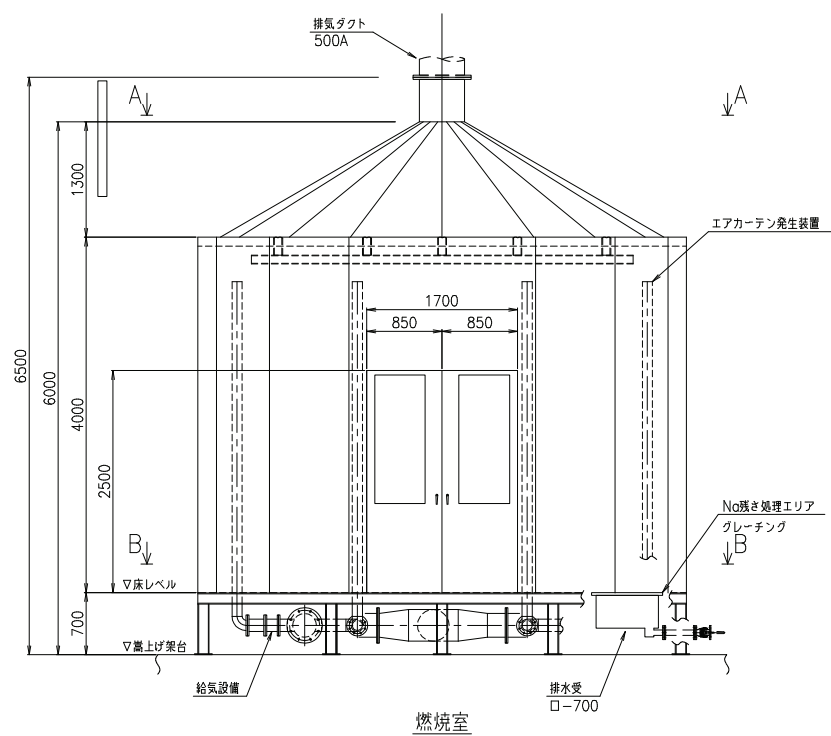
設備構成概要図



別表 配管・ダクト流体仕様一覧表

流体名称		運転条件	最高使用条件		耐圧試験		気密試験	適用箇所		仕様					備考
記号	名称	温度 ℃	温度 ℃	圧力 Mpa	使用 流体	圧力 Mpa	圧力 Mpa	Frpm	To	管材 記号	断熱 記号	主要 管材質	JIS 規格	ガスケット 相当	
EXG	排気	常温	100	-0.002 ～0.03	空気	0.15	0.1	各排気口	建屋ガラリ	K1	PP1： 火傷防止※	SUS-304TP	JIS G 3459	EPDM	実機試験時に範囲 を決定する
FA	給気	常温	40	-0.002 ～0.03	—	—	—	給気フィルタ エアカーテン用ブロワ	各洗浄室 エアカーテン発生装置	A1	—	SGP-ZN	JIS G 3452	T/# 1995	
SM	低圧蒸気	120	150	0.55	空気	0.69	0.6	蒸気発生器	水蒸気洗浄室	A3	H1	STPG-370-E	JIS G 3454	T/# 1834	
LP	プロパン	常温	40	0.8	空気	1.0	0.88	プロパンガス 供給装置	燃焼（溶融）室	A1	—	SGP-ZN	JIS G 3452	T/# 1995	
GN	窒素	常温	40	0.8	空気	1.0	0.88	窒素ガス供給装置	水蒸気洗浄室	K1	—	SUS-304TP	JIS G 3459	EPDM	
PW	純水	常温	40	0.6	空気	0.75	0.66	既設取合	蒸気発生器	K1	—	SUS-304TP	JIS G 3459	EPDM	
DW	ろ過水	常温	40	0.6	空気	0.75	0.66	既設取合	各ユースポイント	K1	—	SUS-304TP	JIS G 3459	EPDM	
WDW	廃水	常温	40	0.5	空気	0.65	0.55	各ユースポイント	既設取合	K2	—	SUS-304TP	JIS G 3459	T/# 1995	
CHE	中和剤	常温	40	水頭圧	空気	0.45	0.3	各ユースポイント	中和装置中和剤供給タ ンク～中和装置	GL※	—	SGP+内面ガラ スライニング	JIS G 3452	テフロン	※GL:ガラスライニ ング配管/希塩酸を 想定

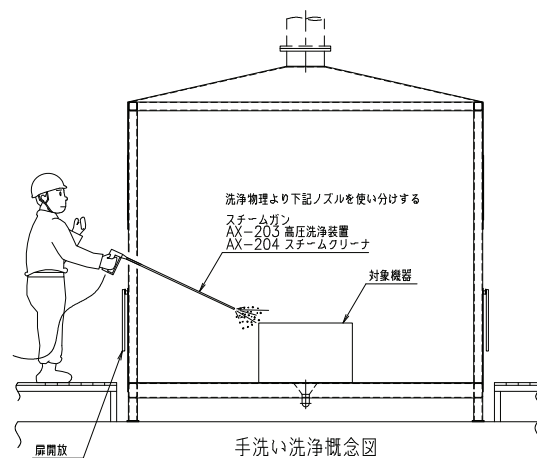
添付資料(4)



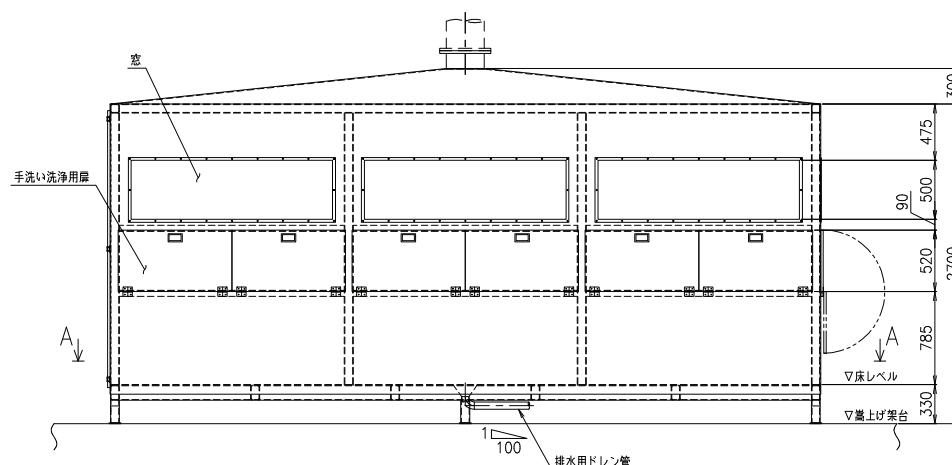
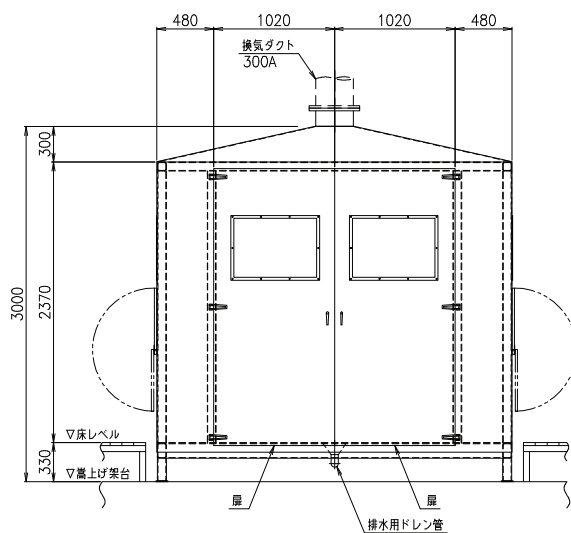
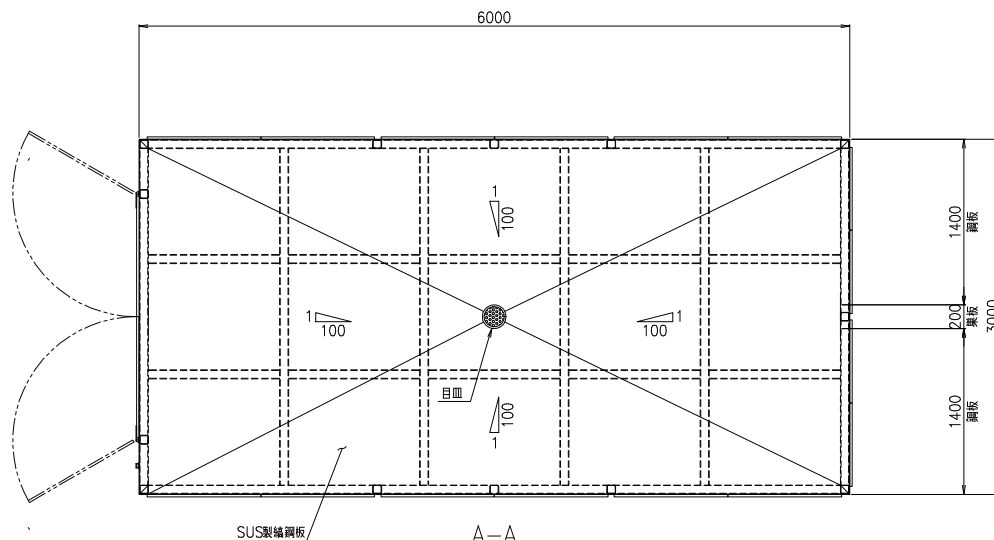
注意事項

1. 本図は燃焼室の単品を示す。
2. 燃焼残さ処理エリア以外の床面はSUS製縮鋼板とする。

設備名	燃焼設備
AX-101 燃焼(溶融)室	



手洗い洗浄概念図



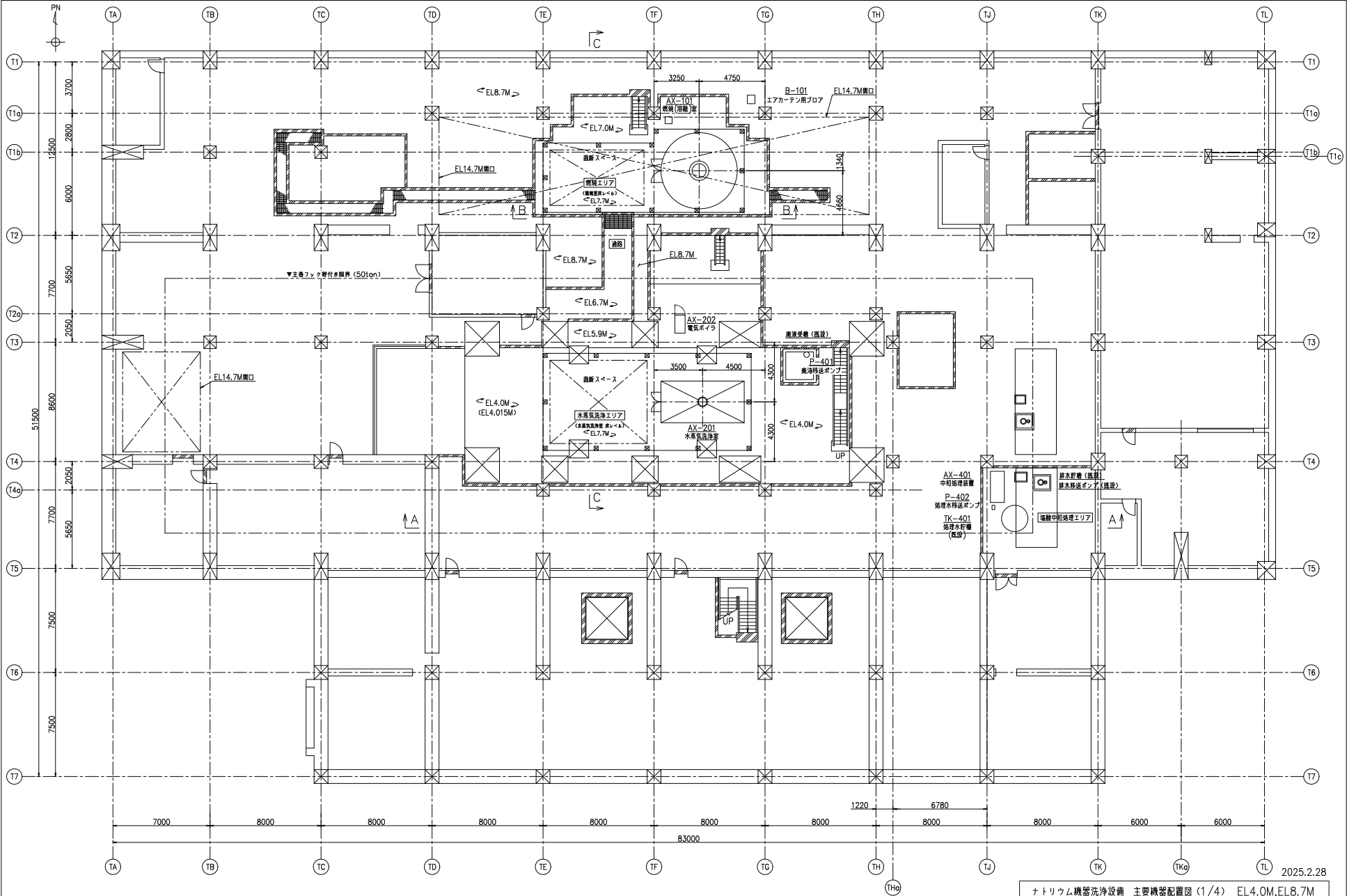
水蒸気洗浄室

注意事項

1. 本図は水蒸気洗浄室の計画図を示す。
2. 本図は参考とする。
3. 洗浄室は負圧が保たれる構造とする。
4. 洗浄対象物に応じて洗浄ノズルを選定する。

設備名 水蒸気洗浄設備

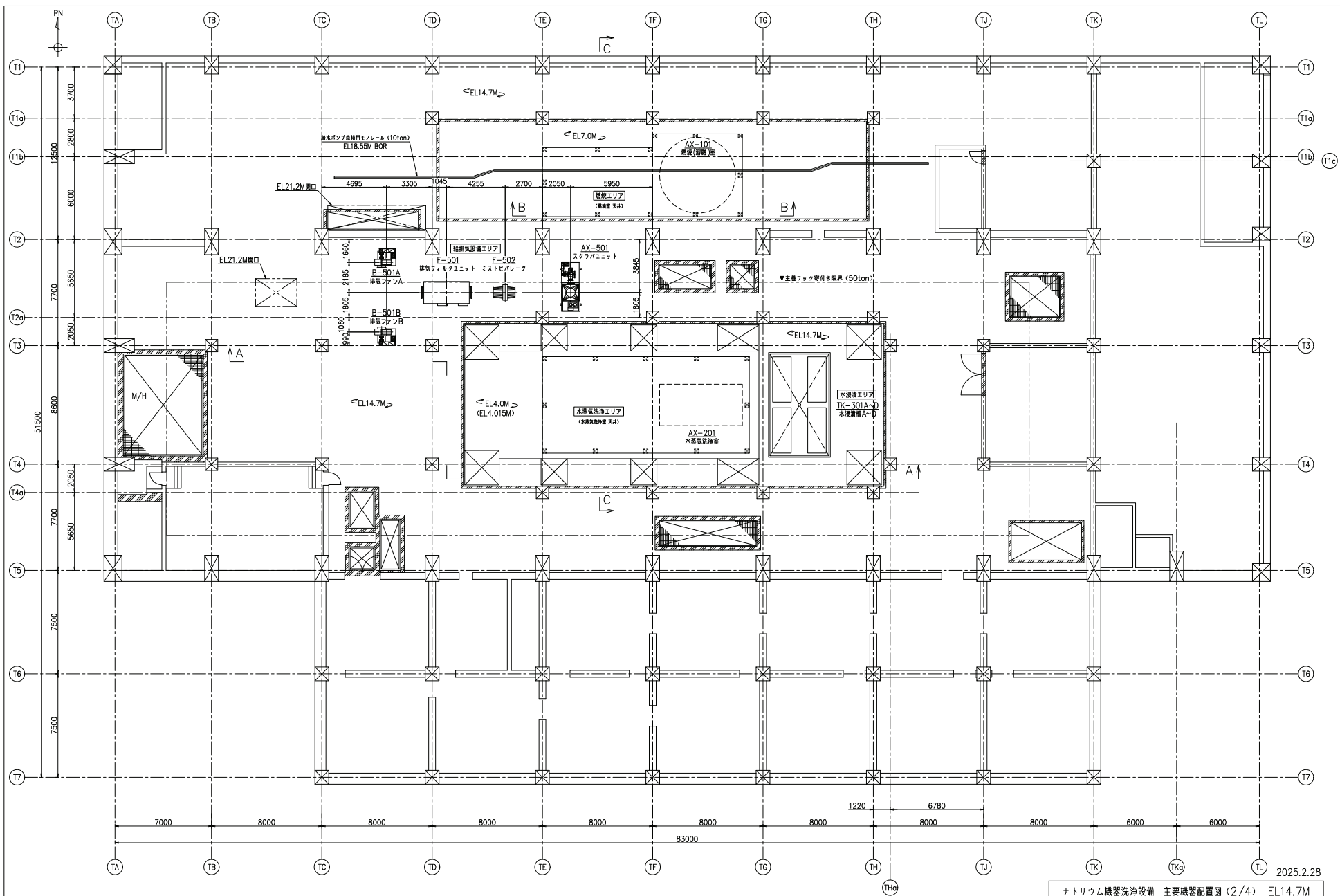
AX-201 水蒸気洗浄室



2025.2.28

ナトリウム機器洗浄設備 主要機器配置図 (1/4) EL4.0M,EL8.7M

訂						年月日	2025.02.28	工事名	ナトリウム機器洗浄設備
正						縮尺	A1: 1/120 A3: 1/240	図面名	機器配置図 EL8.7m



2025.2.28

ナトリウム機器洗浄設備 主要機器配置図 (2/4) EL14.7M

訂				年月日	2025.02.28	工事名	ナトリウム機器洗浄設備
正				縮尺	A1: 1/120 A3: 1/240	図面名	機器配置図 EL14.7m

